

令和6年第11回 入間市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年11月28日(木) 開会 午前 9時18分

2. 開催場所 入間市庁舎 AB棟 4階 大会議室

3. 出席委員(11人)

会長 12番 中島敦夫

会長代理 10番 久保田勝

委員 1番 小澤正幸 2番 宮岡幸江 3番 清水 昇

4番 中島伸吉 5番 清水裕司 7番 上原和子

8番 中村勝雄 9番 荻野 実 11番 野村雅紀

4. 欠席委員(1人)

6番 宮岡康光

5. 早退委員(0人)

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名 11番 野村雅紀 1番 小澤正幸

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の意見具申について

議案第3号 入間都市計画生産緑地地区の変更に係る協議について

議案第4号 入間農業振興地域整備計画変更に係る農業委員会の意見について

報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

報告第2号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

7. 農地利用最適化推進委員

間野 哲 的場利夫 三木康行

豊泉 隆 岩田 浩 田中 勲

宇津木保男 大室芳子

8. 農業委員会事務局職員

事務局長 晝間 拓哉

主 幹 河西 多郎

副主幹 栗原 庸之

9. その他の出席者

農業振興課課長	宮元 良知
農業振興課主査	酒井 大
農業振興課主任	岸 秀人

10. 会議の概要

○議長

ただいまの出席は、農業委員11名、農地利用最適化推進委員8名であります。

農業委員の出席が定足数に達しておりますので、これより第11回入間市農業委員会を開会いたします。

欠席の届出は、6番、宮岡康光委員、齋藤勲推進委員です。

会期について、お諮りいたします。

会期は本日1日としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

委員会会議規則第13条第2項の規定により、11番、野村雅紀委員、1番、小澤正幸委員、以上2名を指名いたします。

本日の付議議案は、お手元に配付してありますとおりです。

また、議案第4号につきましては、入間農業振興地域整備計画の変更であることから、市農業振興課職員に出席を求めています。

○議長

それでは、議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。

はじめに、1番を議題といたします。

担当11番、野村雅紀委員、説明を願います。

○農業委員11番(野村雅紀君)

11番、野村です。議案第1号1番について、ご説明を申し上げます。

当事者、土地の表示、申請理由、摘要については、配布議案書のとおりです。

11月21日に、申請地の状況などを的場推進委員と確認してきました。

申請地は、案内図のとおり、木蓮寺地区、茶どころ通り南側の農地です。

譲受人は、地区内にて製茶業を行っている基幹農家です。

申請地は、茶畑として利用しておりますが、取得後も引き続き茶畑として使うとの事です。
親族内での贈与申請であり、他所での耕作状況や農機具所有状況などから耕作することには
支障ないと思われませんが、ご審議の程宜しくお願いします。

○議長

ありがとうございました。

次に、的場利夫委員、金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願い
します。

○農地利用最適化推進委員（的場利夫君）

金子地区推進委員の的場です。

11月21日に、野村委員と一緒に現地を確認してまいりました。野村委員の説明のとおり、
支障はないものと思われしますので、よろしく願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

申請は、親子間で農地の贈与を行うための許可申請でございます。

農地法第3条の許可検討事項について、ご説明いたします。

野村委員よりご説明いただきましたとおり、申請地を耕作できる状況にあると判断されま
す。また、申請人の耕作従事日数は、150日以上であり、申請地を含めた耕作面積は、
42,377.46平方メートルとなります。

申請地の耕作状況は、これまで茶畑として利用されており、取得後も茶畑として使う計画
であり、周辺農地への影響もないと思われます。

このことから農地法第3条第2項に定める不許可事項には該当いたしません。

説明は以上となります。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

（ありません。の声）

○議長

なければ質疑を終わり採決いたします。許可することに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○議長

全員賛成でございます。本件は許可申請であり、許可することに決定いたしました。

続いて、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の意見具申について、を議題といたします。

はじめに、1番を議題といたします。

担当6番、宮岡康光委員ですが所用にて欠席のため、代読資料の読み上げを事務局にお願いいたします。

○事務局

事務局の河西でございます。

宮岡康光委員は本日欠席のため、私の方で説明資料の代読をさせていただきます。

議案第2号の1番についてご説明を申し上げます。

当事者、土地の表示、申請理由、摘要については、配布議案書のとおりです。

11月21日に、申請地の状況などを確認してきました。

申請地は、案内図のとおりであり、周囲には事業用地や住宅、農地が混在する区域となっております。

転用計画については、本日お手元にお配りしてあります土地利用計画図のとおりとなります。周辺農地に影響無い形で施工する事などから、関係法令に問題なければ農地転用申請はやむを得ないものと思われませんが、ご審議の程宜しく申し上げます。

原稿代読は以上でございます。

○議長

次に、大室芳子委員、西武地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（大室芳子君）

西武地区推進委員の大室です。

11月21日に、宮岡委員と一緒に現地を確認しました。

説明のとおり、支障ないかと思われまますのでよろしく願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

申請は、駐車場と資材置場を設置するための農地転用許可申請でございます。

農地法第5条許可申請における許可検討事項について、ご説明いたします。

申請地の農地の種別について確認したところ、周辺の公共施設の状況から第3種農地には該当いたしません。また、農地の集団性は、10ヘクタールを超える集団農地ではないことから、第2種農地に該当いたします。

これらのことを踏まえ、立地基準となる第2種農地の不許可の例外については、「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより当該申請にかかる事業の目的を達成することができる」と認められない」に合致いたします。

次に、一般基準について予め事務局にて審査したところ、資金計画については、関係書類から、資金の調達については支障ないと判断できます。この他、一般基準についても合致しております。

続きまして、都市計画法に関しては、建築物を建てる計画ではないため、開発許可等は必要ありません。土地利用計画図にあるコンテナの取り扱いについて、申請者側から市開発建築課へ確認し、建築物では無い旨確認した事を代理人から報告を受けております。

説明は以上となります。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

(宮岡幸江委員 挙手)

○農業委員2番(宮岡幸江君)

今のお話を聞くと支障がないという説明でしたが、今回の申請関係者から期間がかかっている旨の話を伺いました。何か問題があったのでしょうか。

○事務局

こちらの申請につきましては、夏頃にご相談いただきまして審査をしていたのですが、簡単に申し上げますと、申請書類の作成に手慣れていない業者であった事からお時間がかかったという形でございます。

○農業委員2番(宮岡幸江君)

はい。わかりました。

○議長

ほかに何かございませんか。

なければ質疑を終わり採決いたします。許可することに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○議長

全員賛成でございます。本件は、許可申請の意見具申でありますので、許可相当として、県に進達いたします。

次に、2番を議題といたします。

担当9番、荻野実委員、説明を願います。

○農業委員9番(荻野実君)

9番、荻野です。議案第2号の2番についてご説明を申し上げます。

当事者、土地の表示、申請理由、摘要については、配布議案書のとおりです。

こちらにつきましては、11月23日に、岩田推進委員とは別々に申請地に出向き、状況確認をまいりました。

申請地は案内図のとおり、東西に住宅、北側に5アールほどの畑がありますが、申請地周辺のほとんどが住宅となっております。

転用後の土地利用計画については、本日お配りしてあります土地利用計画図のとおり、事業用トラックなどの駐車場として利用する計画となっております。また敷地を砂利敷きとし、境界はコンクリートブロックを積んで雨水の流出を防止することとしています。転用の規模も過大でなく、周辺農地への影響も無い形での利用となっておりますことから、農地転用申請はやむを得ないものと思われれます。なお、北側の農地につきましては、所有者からの同意書の提出もありますことを申し添えます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、岩田浩委員、宮寺地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたら願います。

○農地利用最適化推進委員(岩田浩君)

宮寺地区推進委員の岩田です。

11月27日に、現地を確認いたしました。荻野委員の説明の通り、申請に支障ないかと思われまのでよろしく申し上げます。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

申請は、駐車場を設置するための農地転用許可申請でございます。

農地法第5条許可申請における許可検討事項について、ご説明いたします。

申請地の農地の種別について確認したところ、周辺の公共施設の状況から第3種農地には該当いたしません。また、農地の集団性は、10ヘクタールを超える集団農地ではないことから、第2種農地に該当いたします。

これらのことを踏まえ、立地基準となる第2種農地の不許可の例外については、「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより当該申請にかかる事業の目的を達成することができる」と認められない」に合致いたします。

次に、一般基準について予め事務局にて審査したところ、資金計画については、関係書類から、資金の調達については支障ないと判断できます。その他、一般基準についても全て合致しております。

続きまして、都市計画法に関しては、建築物を建てる計画ではないため、開発許可等は必要ありません。

説明は以上となります。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

(ありません。の声)

○議長

なければ質疑を終わり採決いたします。許可することに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○議長

全員賛成でございます。本件は、許可申請の意見具申でありますので、許可相当として、県に進達いたします。

続いて、議案第3号 入間都市計画生産緑地地区の変更に係る意見について、を議題といたします。

はじめに、1番を議題といたします。

この議案については、はじめに、摘要欄に記載されている、市から協議依頼があった内容について、事務局に説明を求め、その後、担当委員に説明を願います。

それでは、1番について事務局から説明を願います。

○事務局

はじめに議案書を読み上げます。

議案第3号、入間都市計画生産緑地地区の変更に係る協議について。

土地所有者、廃止に係る土地の表示、生産緑地地区番号、摘要については、配布議案書のとおりです。

本案件の記載農地について、相続人より市へ買取り申し出がありましたが、市は買取らず、農業者への買取り斡旋も不調に終わったことから、令和6年11月1日付で生産緑地地区として課されていた行為制限が解除されました。

このことから、生産緑地法施行規則第1条、並びに平成3年9月10日付建設省都公緑発第77号建設省都市局長通達により、生産緑地地区の変更又は廃止に関し農業委員会に意見を聴くことができるとの規定に基づき、入間市長より農業委員会に対して、生産緑地地区の変更による影響について意見を求められているものでございます。

求められている意見の内容は、1点目、「市内農地の減少について」、2点目、「周辺農地に与える影響について」、の2点になります。

この2点の内容について支障がないか審議をお願いするものです。

説明は、以上でございます。

○議長

次に、担当6番、宮岡康光委員ですが所用にて欠席のため、代読資料の読み上げを事務局にてお願いします。

○事務局

事務局の河西でございます。宮岡康光委員の原稿を代読させていただきます。

議案第3号1番について、ご説明申し上げます。

11月21日に、申請地の状況などを確認してきました。

申請地周辺は案内図のとおり、宅地化が進んでいる場所であり、宅地や商業施設、農地が混在した区域になっております。

1点目の、市内の農地の減少についてですが、市街化区域内の農地であり、市街化を促進する区域であることから、支障はないものと思われまます。

2点目の、周辺農地に与える影響についてですが、周辺は既に宅地化が進んでおり、特に影響はないものと考えられます。

以上、説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

原稿の代読は以上でございます。

○議長

次に、大室芳子委員、西武地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願ひします。

○農地利用最適化推進委員（大室芳子君）

西武地区推進委員の大室です。

11月21日に、宮岡康光委員と一緒に現地を確認しました。

説明のとおり、支障・影響はないかと思われまますのでよろしくお願ひします。

○議長

ありがとうございました。

担当委員等の説明がりましたが、この件につきまして、何かご質疑等ありましたらお願ひいたします。

○議長

何かございませんか。

それでは、農業委員会としての意見をまとめたいと思ひます。

農業委員会としては、協議依頼があつた「市内農地の減少について」と「周辺農地に与える影響について」は「支障なし」と回答してよろしいでしょうか。

賛成の方は挙手願ひます。

（全員挙手）

○議長

全員賛成でございますので、本件の協議依頼の回答として、「支障なし。」とすることに決定いたしました。

暫時、休憩いたします。

休憩 午前9時41分

(農業振興課職員 前へ)

○議長

それでは、会議を再開いたします。

再開 午前9時43分

○議長

続いて、議案第4号 入間農業振興地域整備計画変更に係る農業委員会の意見について、を議題といたします。

本件は、入間農業振興地域整備計画の変更ですが、個々の案件について、1件ずつ農業振興課より説明を受け、その都度、皆様からご意見をいただきます。

計画の変更に対する農業委員会の意見の集約については、最後にまとめたいと思います。

はじめに、議案について、事務局から説明願います。

○事務局

議案第4号 入間農業振興地域整備計画変更に係る農業委員会の意見について。

農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和44年9月26日農林省令第45号）第3条の2第2項の規定に基づき、農用地区域除外申出案件（令和6年4月分）に係る入間農業振興地域整備計画の変更について、意見を求めるもの。

1番から5番、当事者、土地の表示、除外事由（利用目的）、その他参考事項は、配布議案書のとおり。

議案の読み上げは以上でございます。

○議長

続いて、1番について、農業振興課に説明を願います。

○農業振興課

農業振興課、岸と申します。よろしく申し上げます。着座にて失礼します。

議案番号1番、資料1をご覧ください。

所在地、面積、除外理由、概要につきましては、事前に配付させていただいた資料のとおりになります。農地種別は第2種農地です。

現在、資材置場の不足により、発注をもらうことがあっても、受注を断っている状況のため、資材置場新設の計画をするものです。土地の選定につきましては、条件に見合う候補地がなかったことに加え、青梅インターチェンジ及び、計画者の市内事業所が近く、利便性についてもすぐれているため、選定したものです。隣接農地との境界にはコンクリートブロックを設置するため、農業上の支障はないと考えております。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それでは、ただいま農業振興課から説明のありました1番の法人による資材置場について、皆様にご意見を伺います。

(久保田委員 挙手)

○農業委員10番(久保田勝君)

資材置場の件ではなくて、今回1番と3番の案内図の記載内容が分かりづらい。

○農業振興課

失礼いたしました。

○農業委員10番(久保田勝君)

それとあと前回の案件で隣接農地所有者の許可が得られていないのがあったので、今回の隣接農地所有者の了承が得られているのか、無い場合にはどのような担保を取るのか、そのところ確認したいのですが。

○農業振興課

今回の案件につきましては、隣接土地権利者の同意書をいただいております。

○議長

ほかに何かご意見ございませんか。

(清水昇委員 挙手)

○農業委員3番(清水昇君)

ちょっと先程久保田委員も仰っていた案内図なのですが、この図面を見る限りどこの箇所なのか、位置的なものを確認したいのですが。

○農業振興課

すみません。写真を基にしたもののため、見づらくなり大変申し訳ございません。

案内図なのですが、上の案内図ですと、有限会社〇〇〇〇〇〇〇の(有)の部分の左斜め北側に薄く丸があるのですが、その部分になります。下の案内図で言いますと、【倉庫】と書いてあるところの東側の一带の、航空写真では茶畑になっている白い隣の駐車場か何かがあるところと【倉庫】と書いてあるところの間の茶畑になります。

○農業委員3番（清水昇君）

わかりました。

○議長

よろしいですか。ほかに何かございませんか。

なければ次に、2番について、説明をお願いいたします。

○農業振興課

議案番号2番、資料2をご覧ください。

こちらも、所在地、面積、除外理由、概要につきましては、配布資料のとおりとなります。

農地種別は、第3種農地です。

現在、駐車場が不足しており、乗りかえや通路駐車等で対応しておりましたが、通路駐車が増えてしまい、業務に支障をきたしているため、今回の計画をするものです。

土地の選定については、条件に見合う候補地がなかったことに加え、現在使用している駐車場及び入間インターチェンジに近く、利便性についてもすぐれているため選定したものです。隣接農地との境界には単管及び鋼板を設置するため、農業上の支障はないと考えております。

○議長

ありがとうございました。

それでは、ただいま農業振興課から説明のありました2番の法人による駐車場について、皆様にご意見を伺います。

○議長

よろしいですか。

それでは次に、3番について、説明をお願いします。

○農業振興課

農業振興課、酒井と申します。よろしくをお願いいたします。

議案番号3番、資料3をご覧ください。

除外申出地、面積、除外理由、概要につきましては、配布資料のとおりとなります。

農地種別は第2種農地で、資材置場のための除外案件です。

申出者は廃タイヤの〇〇〇〇〇〇〇〇の製造工場を営んでおりまして、計画地の隣接地に処分前の廃タイヤの保管場所を考えています。事業の拡大に伴い、保管場所が手狭となり、現在使用している計画地の隣接地のみでは、適正かつ安全な管理に支障をきたしており、トラックの入出庫にも影響が出ていることから、申出地である筆のほかに、農用地ではない隣接の筆を使った形で敷地を拡張する計画です。計画地においては、周囲に農地がないことから農業上の支障はないと考えられます。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それでは、ただいま農業振興課から説明のありました3番の、法人による資材置場及び駐車場について、皆様にご意見を伺います。

(野村雅紀委員 挙手)

○農業委員1番(小澤正幸君)

職業が産業廃棄物処分業となっておりますけども、タイヤを保管するのか、タイヤを処分するのですか。

○農業振興課

保管するためです。廃タイヤをリサイクルするために保管する場所です。処分するものではないです。その後活用するものです。

○議長

あくまで野積みではないですか。

○農業振興課

はい、そうです。

(中島伸吉委員 挙手)

○農業委員4番(中島伸吉君)

前に、この近辺で火事がありましたよね。

○議長

もっと奥の〇〇〇〇〇の方で、去年の暮れ辺りですね。

○農業委員4番(中島伸吉君)

水が、水利がなかなか取れなくて大変な思いをしたと聞いたことがあるのですが、よく古タイヤが燃えたとか、そういうことがあるのですが、先程言われたみたいに火災に対しての備えがあるのかどうか。それに付随してですが、水利関係がどういう形を取れているのか、わかれば教えて頂きたいのですが。

○農業振興課

火災に対しての対策というところについては、これまで事業上支障やトラブルがあったというのは聞いておりませんが、対策については確認しておりません。

水利については同様ですけれども、独自で水槽などを置くという事も伺っておりません。

○農業委員 1 1 番（野村雅紀君）

これ消防法にズレなどないですか。これだけの量を保管するのに。

○農業振興課

法律上の兼ね合いといったところは問題ないのですか。

○農業委員 1 1 番（野村雅紀君）

屋外の場合は何トンと決まっているのですかね。屋外の場合は自分の知識外なのですが。

○農業振興課

消火器は図面に均等に配置されているかと思いますが。常在には配置されています。

○農業委員 1 1 番（野村雅紀君）

常時、管理者の人が常駐しているのですかね。

○農業振興課

常駐はしておりません。

○農業委員 1 番（小澤正幸君）

周りから侵入される可能性はないですか。

○農業振興課

センサーなど設ける予定で、関係者以外は入れない形にはなっております。

○議長

ほかにありますか。

（宮岡幸江委員 挙手）

○農業委員 2 番（宮岡幸江君）

産業廃棄物処理業者ですが、リサイクルするのに持ってきたものをどのくらい置いておいて、それを再利用するために持って行って、次はどのくらいの年数ここに置いておいて次に利用されるのか、そういったことはわかりますか。同じものをそれこそ10年も置いておくのですか。

○農業振興課

具体的なサイクルというのはお答えできないのですが、需要が高まっていった入れ替わりで、サイクルというのは5年、10年とかではなくて短い期間で回っているというのは聞いております。

○農業委員3番（清水昇君）

図面で、東側フェンスを囲う形となっているのですが、東側の道路、農道だと思うのですが道幅はどのくらいなのですか。車は通れるのですか。

○農業振興課

大型は難しいかもしれませんが、車が通れる道です。

○農業委員3番（清水昇君）

通れるというのは、何メートルですか。

ここを通過して畑へ出るぐらいは、確保できるということですか。

○農業振興課

はい。実際畑もございまして。

○農業委員10番（久保田勝君）

この東側隣接地は道路に見えるのですが、道路ではなくて個人の所有地なのですか。

○農業振興課

はい。市から数年前に所有者が買い取りまして、所有者が所有している土地になります。

○農業委員10番（久保田勝君）

それともう一つ、その東側は今、県内の駐車場とかそういうことで利用しているということいいですか。

除外の東側、図面を見て東側にトラックとか置いてあるところ、そこは今もトラックとかそういうのは、現在も置いてあるのですか。

○農業振興課

常時入れ替わりますが、現在も駐車場として利用されております。

○農業委員 10 番（久保田勝君）

敷地の拡張ということでよろしいですか。

○農業振興課

はい、そうです。

○農業委員 10 番（久保田勝君）

現在もその古タイヤとかも置いてあるのですか。

○農業振興課

はい。

（荻野委員 挙手）

○農業委員 9 番（荻野実君）

資材置場は色々と農地転用した後に、問題が生じることが多いと思うのですが、この周辺の農地だと思うのですが、所有者の同意とかは必要ないのですか。

○農業振興課

基本的にどの案件においても、隣接土地所有者の同意は得るということで除外の申出をしてもらっています。

ただ絶対的な条件、要件として同意を求めることまではできていないのが実情です。

○農業委員 9 番（荻野実君）

結構調査に回っていたりすると、資材置場に隣接する方からいろんな意見をお伺いするので、資材置場っていうとどうしても人がいない時間が多いので、そういったときに問題が起こったりした時も、しっかり管理ができるようにしておいていただく必要があるのかなと思いますが、周りの人間がどこに連絡したらいいかというのも、知られていなかったりしますので、その辺は調整した方がいいのかなと思います。

○農業振興課

はい。

○議長

やっぱり監視カメラの設置とか、そういうのをお願いするようになってくるのかな。

ほかに何かございますか。

ないようですので、次に、4 番について、説明をお願いします。

○農業振興課

議案番号4番、資料4をご覧ください。

申出地、面積等は、事業概要の配布資料のとおりとなります。

農地種別は第3種農地で、駐車場のための除外案件です。

申出者は、市内で運送業を営んでおりますが、事業の拡大や法改正の影響による増車、それに伴う駐車場の確保が必要となる中、新たに確保できた駐車場が更新なしの契約である為、契約満了までに新たに駐車場を設ける必要性和緊急性に責められているため、駐車場の確保を計画したものです。

土地の選定については、計画地の近隣に本社や駐車場があることから、管理が容易となり、また周囲の環境、鉄道の路線や入間インターチェンジからの距離等を考慮しまして、選定したものです。

計画地は、東側の隣接農地との境界にコンクリートブロックを設置し、雨水浸透柵も設置することから、農地への影響はないと考えております。

○議長

ありがとうございました。

それでは、ただいま農業振興課から説明のありました4番の法人による駐車場について、皆様にご意見を伺います。

(荻野委員 挙手)

○農業委員9番(荻野実君)

この案件だけではないのですけれども、2番・4番その他にも過去にですね、県道の北側については農振除外案件があったのですが、宮寺地区と今回2件あって、この県道北側というのは、傾斜地であって、農地としては適切であるとは言えないと思うのですけれども、ですから時には農振除外も仕方がないのかなと思っているのですが、ただ周辺に目を向けますと、例えばですが、所沢市の市境を境に、所沢市側は林工業団地として以前は結構遊休農地が広がっていた場所なのですけれども、土地の区画整理が進むにつれて、入間市側は県道の南側なのですけれども、高低差や傾斜とか雑木林が広がっていて、農地としては決して適切だという場所ではないのですけど、こちらが農業振興地域になっていくことで、今後、宮寺地区農地計画を進め集積化できたとしても、農家任せで農地の整備等をさせるとするのは負担が多くて、農業振興が図れないのではないかなと個人的には思っております。市として農業振興地

域に対して今後の計画を進めるうえで、何らかの対応を考えていくことはできないかなと思っておりますし、またですね、そういうことができないのであれば、農用地振興地域として網をかけておく必要性があるのかなというところも、検討していく必要があるのかなと思っているのですが、いずれにしても、今回の農用地整備計画の変更にあたっては、直接的な農地でなければ、変更もやむを得ないのかなとは思っているのですが、今後の地域計画を見据えた時に、農業振興という側面で市として何らかの対応を先々考えていただければと思います。以上です。

○農業振興課長

農業振興区域計画の改定の際には、委員の皆様方の意見等をお聞きして、また改めて適切な区域設定、変更等を考えてまいりたいと思いますので、今回もご意見を承っておりますけれども、またご意見を頂戴できればと思います。よろしく申し上げます。

○農業委員 9 番（荻野実君）

よろしく申し上げます。

○議長

ほかに何かございませんか。

（久保田委員 挙手）

○農業委員 10 番（久保田勝君）

ちょっと戻ってしまうのですが、その前の宮寺の並びに駐車場とか、過去の転用でちょっと問題になったところがあると思うのですが、それはもう解決したということによろしいですか。

○農業振興課

今、農業委員会事務局の方から聞いたところ、今は解決しておりまして、今回の除外に関しては問題ないということで聞いております。

○議長

ほかに何かございませんか。よろしいですか。

次に、5 番について、説明を願います。

○農業振興課

議案番号 5 番、資料 5 をご覧ください。

除外理由につきましては、配布資料の通りです。

農地種別は第1種農地で、住宅転用のための除外案件です。

申出者は、市内で両親と同居しておりますが、家族の成長と共に手狭となってきたため、新たに自己用住宅の建築を計画したものです。

土地の選定については、条件に見合う候補地がなかったため、計画地であれば両親が住む実家からも近く、子育ての面でサポートも得られる、また、通勤距離も変わらずに住むことができることから、選定したものです。

計画地は、東側の隣接農地との境界に、季節の植木があり、また南側には植木を新設し、雨水浸透柵も設置することから、農地への影響はないと考えております。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それでは、ただいま農業振興課から説明のありました5番の、個人による自己用住宅について、皆様にご意見を伺います。

○議長

意見ございませんか。

それでは、質疑応答・意見交換も十分になされたと思われまますので、農業委員会としての意見をまとめたいと思います。

この意見は、市が行う入間農業振興地域整備計画の変更に伴う意見聴取であり、変更内容が農地転用の技術基準に関する適合性に対する回答を含むものではありません。

農業委員会としては、「特に意見はありません。」という旨で回答してよろしいでしょうか。賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長

全員賛成でございますので、本件の意見聴取の回答として、「特に意見はありません。」とすることに決定いたしました。

(農業振興課職員 退席)

○議長

次に、報告事項に入ります。

農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出については4件、相続税の納税猶予に関する適格者証明については2件、それぞれ入間市農業委員会事務局・事務専決規程、第

3条の規定により専決処分され、同規程第5条により報告第1号、第2号のとおり報告がありました。

これで付議された議案は、すべて終了いたしましたので、委員会を閉会します。

閉会 午前10時23分